

## トピックス

ポジティブリスト制度の導入に対応する  
農薬の飛散影響防止対策について

農林水産省消費・安全局植物防疫課 安 藤 由 紀 子

## はじめに

平成15年5月の食品衛生法の改正により、残留基準値が設定されていない農薬等が一定量を超えて含まれる食品の販売等を原則禁止する制度（いわゆる「ポジティブリスト制度」）が、平成18年5月29日から導入されることとなった。また「食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量」（平成17年11月29日厚生労働省告示第497号）として0.01 ppm（いわゆる一律基準）という極めて厳しい値が設定された（図-1）。

病虫害防除のために農薬を使用する場合、農薬使用者は、登録農薬を使用し、容器のラベルに書かれている作物の使用量又は使用濃度、使用時期、総使用回数等に従って使用することが義務付けられている。農薬登録の際には農薬の残留基準値を超えることがないように登録作物ごとに使用量又は使用濃度、使用時期、総使用回数決められていることから、作物に残留基準値を超える農薬が残留するおそれはない。

しかし、今後は登録がない作物についても0.01 ppmを超える残留農薬が検出された場合には流通が禁止されることになる。

そのため、農薬を使用する場合には、防除機器やホースに残っていた農薬や農薬散布時の飛散等により、予想外の農薬が作物に付着・残留してしまうことがないように一層注意を払う必要がある。

農薬の飛散の問題は、農薬を散布する圃場ではなく、その周辺へ影響を与える問題であり、個々の農家の対応だけでは解決できないことから、関係者が連携して取り組む必要がある。以下に対策等の内容について述べる。

## I 農薬の飛散防止対策の対応状況について

農薬の飛散による危害の防止については、これまでも「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）」の周知徹底の取り組みや農薬危害防止運動の実施等を通して、農薬を使用する者を対象に、農薬の適正使用や農薬の飛散防止措置の実施を図るように、指導の徹底に努めてきた。

一律基準として0.01 ppmが設定されることに伴い、更なる対策が必要となったことから、農林水産省では農薬の飛散防止対策協議会を立ち上げ、全都道府県及び（社）日本植物防疫協会、（財）日本植物調節剤研究協会、（社）農林水産航空協会、（社）日本農業機械工業会、（独）農業・生物系特定産業技術研究機構 生物系特定産業技術研究支援センター、全国農業協同組合連合会等の関係団体と対策を協議するとともに、平成17年12月20日付けで消費・安全局長、生産局長、経営局長名で「農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について」（17消安第8282号）を農政局を通じて都道府県及び関係団体に通知した。また、農家向けに農薬の飛散影響防止対策のための手引を作成した。

また、各都道府県では独自の取り組みが進められ、関係団体においても会議の開催や独自の資料の作成が行われ、（社）日本植物防疫協会から農薬の飛散影響防止対策の技術的解説書として「地上防除ドリフト対策マニュアル」が、（社）農林水産航空協会からは、防除実施者向けに「航空防除及び無人ヘリコプター防除における飛散防止対策」のためのリーフレットが発行された。

II 農薬の散布による周辺農作物への  
影響防止対策

## 1 体制の整備

病虫害・雑草防除のための農薬散布は従来より行われ、農薬の飛散防止対策は、これまでも周辺作物に対する薬害回避や水質汚濁防止などの観点から取り組まれてきたことである。ポジティブリスト制度の導入で何が変わり、今までの対策のうち何に一層の注意をしなければ

Measures to Prevent Some Problems Made by Agricultural Chemicals Drift on the Introduction of Positive List System. By Yukiko ANDO

（キーワード：病虫害・雑草管理，農薬の飛散影響防止対策，ドリフト）